市町村による判断

- 〇次のi)からiii)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、サービス担当者会議等を通じたケアマネジメント により福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合、これらを市町村が書面等で確認し、その要否を判断する。
- i)疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、別表の対象者に該当
 - (例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
- ii)疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに別表の対象者に該当することが確実に見込まれる
- (例 がん末期の急速な状態悪化)
- iii)疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から別表の対象者に該当すると判断できる
- (例) ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)